

資料 1

答申事項

太陽光発電事業に対する
福岡県環境影響評価条例の適用について

太陽光発電事業に対する福岡県環境影響評価条例の適用について

I はじめに

本県では、平成11年6月の環境影響評価法（以下「法」という。）の施行後、同年12月に福岡県環境影響評価条例（以下「条例」という。）を施行し、環境保全に配慮した事業の実施の確保に努めてきた。

平成30年7月に閣議決定されたエネルギー基本計画においては、太陽光発電事業などの再生可能エネルギーについて、長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組みを引き続き積極的に推進していくこととされた。一方で、大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じている事例がある。

今般、国においては、新たに生じた様々な課題に対応するため、法施行令を改正し、令和2年4月から太陽光発電事業を法の対象とすることとしたところである。

このような状況のもと、本県における環境影響評価制度が法と条例の一体的な運用により形成されていることに鑑み、福岡県環境審議会は、令和元年7月24日、知事から太陽光発電事業に対する条例の適用について諮問を受けた。

本審議会は、国が太陽光発電事業を法の対象として追加することを踏まえ、同事業に対する条例の適用について、環境影響評価専門委員会を設け、審議を行った。同専門委員会の審議結果の報告を受け、本審議会は、より一層の環境配慮の促進に資する効果的な環境影響評価手続となるよう、次のとおり、太陽光発電事業に対し条例を適用することが適当であるとの結論に達した。

II 太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方

1 太陽光発電事業に対する条例の適用について

環境省は、大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生などの新たに生じた様々な課題に対応するため、環境影響評価法施行令を改正し、令和2年4月から太陽光発電事業を法の対象事業として追加することとしている。

本県における環境影響評価制度が法と条例の一体的な運用により形成されていることから、太陽光発電事業を条例の対象として追加することが適当である。

なお、現行の条例第2条別表において既に「発電所の設置及び変更の工事」を対象事業として規定しており、その種類及び要件については条例施行規則で定めることとなっているため、当該規則の改正を行う必要がある。

2 太陽光発電事業に関する規模要件等について

(1) 条例の対象とする事業規模の指標について

太陽光発電事業においては、土地区画整理事業や宅地造成事業などの面的開発と同等の環境影響が生じるものであることから、規模要件の指標を面積とすることが適当である。

環境省は、環境影響評価法における規模要件の指標を総出力(kW)としているが、地方公共団体が条例において太陽光発電事業を対象とする際に、規模要件の指標を面積(ha)とすることを否定するものではないとしており、法と条例の規模要件の指標が異なることで相互の観点から補完し合い、環境影響評価を実施すべき事案を確実に対象に含めることができるとしている。

(2) 条例の対象とする事業規模について

条例対象の事業規模については、すべて法第1種事業の50%としている。太陽光発電事業については法第1種事業の4万kWが面積100haを目安に設定されていることから、対象事業の規模は、この50%にあたる50ha以上とすることが適当である。

(3) 条例対象事業の実施区域の範囲について

条例対象事業の実施区域の範囲については、土地造成を実施する面積のみに限定せず、土地造成を実施しない面積並びに残置森林や太陽光発電事業を実施するために必要な開発区域全体を含むものとするのが適当である。

太陽光発電設備の設置による景観への影響や動植物の生息への影響(鳥類が設備を湖水と錯覚するなど)については、土地造成の有無とは関連がなく、残置森林や事業実施のために必要な区域全体を対象事業面積とすることによって、より適切な環境への配慮や住民理解の促進を図ることができる。

(4) 地域特性に対する考え方について

太陽光発電事業に対する条例適用の判定については、事業実施区域における用途区域設定や森林伐採の有無などの地域特性は考慮せず、一律に50ha以上の事業を条例の対象とすることが適当である。

ただし、既に土地造成がなされた後も、自然環境に変化が見られず裸地の状態のままであるなど、事業の実施によって生じる環境影響が小さいと想定される地域については、環境影響評価項目の簡素化、並びに調査、予測及び評価手法の簡素化を行うことが適当である。このことに関しては、環境影響評価の実施手法を定めた福岡県環境影響評価技術指針において、具体的に規定することが必要である。

(5) 条例の対象とならない小規模事業への対応について

条例の対象とならない小規模の事業であっても、環境に配慮し、地域との共生を図ることが重要であることから、今後、環境省において策定が予定されているガイドラインを参考にしつつ必要な対応を検討し、事業者による自主的で事業規模に見合った簡易な環境影響評価の取組を促すことが適当である。

なお、事業の実施に当たっては、事業者が地域住民の理解を得るために必要な措置を十分に行うよう促すこととする。

(6) その他

環境影響評価とは、一定の手続を定めた規定であり、事業者が環境影響の調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体等の意見を聴き、それらを踏まえ環境保全措置を講じ、より良い事業計画を作り上げていく制度である。

太陽光発電事業について、透明性の高い環境影響評価を実施することにより、地域の理解と受容が進み、環境と調和した形での再生可能エネルギーの健全な立地が促進されると考えられる。

なお、両政令市に関する条例第46条の適用については、太陽光発電事業においても同様である。